

## 山口市不法投棄監視カメラ貸与に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条に規定する廃棄物の投棄禁止行為（以下「不法投棄」という。）の事前防止を図るため、不法投棄監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）を貸与することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (貸与の対象)

第2条 監視カメラを貸与する対象は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)地域づくり協議会、連合自治会又は単位自治会の代表者

(2)前号に掲げる者のほか、市長が特に認める者

### (申請)

第3条 監視カメラの貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、不法投棄監視カメラ貸与申請書（様式第1号）に設置予定場所を示す地図を添付し、撮影範囲を図示の上、市長に提出しなければならない。

### (貸与の承認及び通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査の上、監視カメラの貸与の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により監視カメラを貸与することを決定した場合は不法投棄監視カメラ貸与承認通知書（様式第2号）により、監視カメラを貸与しないことを決定した場合は不法投棄監視カメラ貸与不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

### (貸与期間及び貸与回数)

第5条 監視カメラの貸与期間は、貸与を受けた日から90日以内とし、原則1回とする。

ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

### (貸与台数及び設置場所)

第6条 監視カメラの貸与台数は、同一の申請者につき2台までとし、その設置場所は、貸与を受けた者（以下「使用責任者」という。）が土地所有者又は占有者の承諾を得た場所とする。

### (費用)

第7条 監視カメラは無償で貸与する。ただし、監視カメラの設置、撤去、電源その他の監視カメラの稼働及び維持管理に要する費用は、使用責任者の負担とする。

### (使用責任者の責務)

第8条 使用責任者は、監視カメラの取扱いに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)破損等に注意し、丁寧に扱うこと。

(2)その目的以外の用途には使用しないこと。

- (3)他の団体等に転貸しないこと。
- (4)撮影をする範囲に住宅等がある場合で、特定の個人のプライバシーを侵害するおそれのあるときは、当該住宅等の所有者又は占有者の承諾を得ること。
- (5)歩行者や車両等の通行に支障とならないよう設置すること。
- (6)使用に伴う第三者との紛争は、使用責任者において解決すること。
- (7)設置状況や効果等について、市から報告を求められた場合は、速やかに応じること。
- (8)設置及び撤去等において、死亡、負傷又は財産上の損害を受けた場合は、使用責任者が全責任を負うこと。

(返還)

第9条 使用責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに監視カメラを市に返還しなければならない。

- (1)監視カメラの貸与期間が経過したとき
- (2)監視カメラが不要となったとき
- (3)前条に規定する遵守事項に違反したとき

(設置の表示)

第10条 使用責任者は、監視カメラの設置場所周辺に、監視カメラを設置している旨を表示しなければならない。

(画像データの管理)

第11条 使用責任者は、画像の撮影日から14日以内にこれを消去しなければならない。ただし、次条第1項の規定に該当する場合はこの限りでない。

- 2 使用責任者は、監視カメラの設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像を複写し、又は複製してはならない。
- 3 使用責任者は、監視カメラの画像から知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 4 使用責任者は、監視カメラの画像の漏えい、滅失又は毀損の防止その他画像の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(画像データの取扱い)

第12条 使用責任者は、不法投棄者等を特定し、不法投棄物等を撤去させ、又は指導するため、市、山口健康福祉センター、山口警察署又は山口南警察署へ画像データを提供することができる。

- 2 使用責任者は、前項に規定する画像データの提供を行う場合に限り、画像データを持ち出すことができる。

(賠償責任)

第13条 使用責任者の責めに帰すべき理由により、監視カメラを損傷し、又は滅失したときは、使用責任者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償金額を減額し、又は免除することができる。

(その他)

第14条 市長は、使用責任者に対し、貸与する監視カメラの管理及び運用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。



様式第2号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

山口市長

不法投棄監視カメラ貸与承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、監視カメラの貸与について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1. 貸与台数 台
2. 貸与期間 年 月 日 ~ 年 月 日
3. 設置場所 山口市

様式第3号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

山口市長

不法投棄監視カメラ貸与不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、監視カメラの貸与について、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

（理由）